様式第2号(第3条関係)

職員の派遣に関する協定書

　椎葉村(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成26年条例第18号。以下「条例」という。)に基づき、甲が乙の派遣申請に基づき、乙に派遣する甲の職員(以下「派遣職員」という。)の給与その他の勤務条件に関し、次のとおり協定を締結する。

　(派遣職員)

第1条　甲は乙の申請に基づき派遣職員を決定し、乙に派遣する職員の名簿(以下「派遣職員名簿」という。)を、甲、乙協議の上、作成するものとする。

2　派遣職員名簿には、派遣職員の氏名及び当該職員の乙における職名、従事すべき業務、派遣期間のほか、必要な事項を記載するものとする。

　(給与等)

第2条　派遣職員の給与その他の給付は、甲の負担とする。ただし、乙の業務に伴う時間外勤務手当、休日勤務手当については、乙の規定を適用し、乙が負担し、支給する。

　(勤務時間及び休暇等)

第3条　派遣職員の勤務時間、休暇等の取扱いについては、乙の関係規定を適用するものとする。

2　前項の場合において、休暇等に係る付与日数及び取得日数については、甲又は乙の在職時の日数を、乙又は甲の職員としての日数とするものとする。

　(分限及び懲戒)

第4条　派遣職員の分限及び懲戒については、甲がその規定を適用して行う。この場合において、甲はあらかじめ乙と協議し、又は乙からの報告若しくは要請を尊重する。

2　乙は、乙の規定に基づき、派遣職員に対して何らかの不利益処分を行おうとするときは、甲に報告しなければならない。

　(服務)

第5条　派遣職員の服務については、乙の関係規定を適用する。

　(業務上の災害補償)

第6条　乙は、派遣職員に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の規定により保険料を負担するものとする。

2　乙は、派遣職員について、労災保険法の規定による特別加算が必要なときは、当該特別加算の措置を講ずるものとする。

3　派遣職員が業務上及び通勤途上において災害を受けたとき、労災保険法に基づく保険給付が地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)の補償の額を下回るときは、乙は、甲の負担において、その下回る額を派遣職員に支給するものとする。

4　派遣職員が労災保険法の適用を受けられないときは、乙は、乙の負担において、地公災法に基づく措置と同等の額を派遣職員に支給するものとする。

　(共済制度等)

第7条　派遣職員は、派遣期間中においても、宮崎県市町村職員共済組合及び椎葉村職員互助会の会員であるものとする。

2　前項に規定する各組合の組合員である派遣職員に対して負担すべき負担金は、甲が負担する。

　(旅費)

第8条　派遣職員が乙の業務の必要により旅行するときの旅費は、乙の関係規定に基づき乙が支給するものとする。

　(派遣職員の職務への復帰)

第9条　派遣条例で定めるもののほか、派遣職員が乙における派遣の目的を達成することが困難であるときは、甲乙協議の上、派遣職員を甲の職務に復帰させるものとする。

2　甲が特に必要と認めるときは、甲は派遣職員名簿で定める派遣期間の満了前であっても、乙と協議の上、派遣職員を甲の職務に復帰させることができるものとする。

　(福利厚生等)

第10条　派遣職員の福利厚生等については、甲の関係規定を適用するものとする。

2　前項に規定する福利厚生等について負担すべき負担金は、甲が負担する。

　(研修)

第11条　乙は派遣職員において、甲から職員研修を行う旨の通知があったときは、該当する派遣職員に当該研修を受講させなければならない。

　(勤務状況の報告)

第12条　甲は、派遣職員の勤務状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができるものとする。

　(補則)

第13条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき及びこの協定に定めるもののほか、派遣職員の身分取扱いその他派遣に関し必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

　この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の受け、各1通を保有するものとする。

　　　　　　　年　　　月　　　日

甲　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

椎葉村長

乙